

# 新!!『阿武町に定住するあなた』をサポートします。

Uターン者が住宅を新築された場合は、最大230万円補助!!

阿武町では、定住促進事業の一環として、平成27年度から下記のとおり各奨励金等の交付制度を実施しますので、是非ご利用下さい。



お問い合わせ 阿武町役場総務課 電話08388-2-3111

種類	交付金額	内容
Uターン奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある50歳以下の方が、就業の為にUターンされた場合。(ただし山口県内からのUターンは除く。) ※ 中学生以下1人につき10万円を加算(上限30万円) (例) 家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円
Iターン奨励金	(1) 単身世帯 100,000円 (2) 家族世帯 200,000円	定住意思のある方がIターンされた場合。 ※ 中学生以下1人につき10万円を加算(上限30万円) (例) 家族世帯で、中学生以下3人のお子さん連れの場合は50万円
就業支度金	50,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が新卒就業された場合。
結婚祝金	100,000円	町に住所を有し、定住意思のある方が結婚された場合。
出産祝金	(1) 第1子 50,000円 (2) 第2子 100,000円 (3) 第3子以上 200,000円	町に住所を有し、定住意思のある方がお子さんを出産された場合。 ※ 第3子以上は一律 20万円
住宅取得補助金	<p>1. 基本補助金</p> <p>(1) <u>新婚世帯、子育て世帯及びUターン者が新築住宅を取得された場合、補助対象経費の10分の1の額。(100万円が上限)</u></p> <p>(2) <u>新婚世帯、子育て世帯及びIターン者が中古住宅を取得された場合、補助対象経費の10分の1の額。(20万円が上限)</u></p> <p>2. 加算補助金</p> <p>(1) <u>町内建築業者の施工で新築住宅を取得された場合は、基本補助金に50万円を加算。</u></p> <p>(2) <u>町が販売する分譲宅地を購入し、住宅を新築された場合は、基本補助金に30万円を加算。</u></p>	
空き家リフォーム補助金	<p>1. リフォーム補助金</p> <p><u>町の空き家バンクに登録された物件を、町内の建築業者の施工により50万円以上のリフォームを行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(50万円が上限)</u></p> <p>※外構工事など、住宅本体以外の工事及び備品購入費等は除きます。</p> <p>2. 不要物の撤去補助金</p> <p><u>町の空き家バンクに登録された物件を、町内の一般廃棄物処理業者に委託して10万円以上の不要物の撤去を行った場合、補助対象経費の2分の1の額。(10万円が上限)</u></p>	

(注) 新制度は平成27年度から施行。(ただし、住宅取得補助金は平成26年7月1日から適用します。)